

熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に別段の定めのあるものを除き、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 非常勤職員の報酬は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、勤務に従事した月の報酬を翌月の10日に支給する。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、広域連合長が定める日に支給することができる。

2 前項に規定する支給日が、熊本県後期高齢者医療広域連合の休日及び期限の特例を定める条例(平成19年条例第1号)に規定する広域連合の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。

3 非常勤職員が月の中途において退職し又は死亡した場合においては、第1項の規定にかかわらず、直ちに報酬を支給することができる。

(時間外勤務報酬)

第4条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた非常勤職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務報酬を支給する。

2 前項の規定により支給する時間外勤務報酬の支給については、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例(平成19年条例第16号。以下「給与条例」という。)第16条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、給与条例第16条第1項中「第19条」とあるのは「熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第7条」と、「給与」とあるのは「報酬」と、「時間外勤務手当」とあるのは「時間外報酬」と、「休日勤務手当」とあるのは「休日報酬」と、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「非常勤職員」と読み替えるものとする。

(休日報酬)

第5条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日報酬を支給する。

2 前項の規定により支給する休日報酬の支給については、給与条例第17条の規定を準用する。この場合において、給与条例第17条中「熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第7条」と、「給与」とあるのは「報酬」と、「休日勤務手当」とあるのは「休日報酬」と読み替えるものとする。

(端数計算)

第6条 第4条の規定により支給する時間外報酬及び前条の規定により支給する休日報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときにはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第7条 勤務1時間当たりの報酬額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を1年間に勤務する時間数で除して得た額とする。

(公務旅行の費用弁償)

第8条 非常勤職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員等の旅費に関する条例(平成19年条例第17号。以下「旅費条例」という。)に規定する職員の旅費と同一の額とし、その支給方法は、旅費条例の規定を準用する。

(通勤費用相当額の支給)

第9条 広域連合長は、非常勤職員に対し、通勤費用相当額を支給することができる。

2 前項の通勤費用相当額は、当該非常勤職員の任期が含まれる月ごとに計算するものとする。ただし、当該月ごとの額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。

(1) 当該月の初日から末日までが当該非常勤職員の任期に含まれる場合 55,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 55,000円を当該月の日数で除して得た額に、当該非常勤職員の任期のうち当該月に含まれる日数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

第10条 前条の通勤費用相当額の支給対象となる非常勤職員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 任用期間が2月以上である者

(2) 自宅から広域連合までの徒歩による道のり距離が2km以上あり、かつ、広域連合に交通機関又は交通用具を用いて通勤する者(徒歩通勤者を除く。)

第11条 通勤費用相当額の支給額は、次の各号のとおりとする。

(1) 週あたりの要勤務日数が5日以上(ただし、月途中で任用又は退職する場合の当該月を除く。)で公共交通機関を利用する職員には、1箇月あたりの定期代相当額(運賃、時間、距離等の実情に照らし最も経済的かつ合理的であると認められる通常の通勤の経路及び方法による額)を支給する。

(2) 前号以外の職員で、公共交通機関を利用する職員には、通勤に要する最も低廉となる片道運賃(運賃、時間、距離等の実情に照らし最も経済的かつ合理的であると認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額)に2を乗じたものに当該月の出勤日数を乗じた額と前号の額とを比較し、より低廉となる額を支給する。

(3) 交通用具を利用する職員には、交通用具利用距離に応じた別表距離区分の日額に出勤日数を乗じた額を支給する。

(4) 公共交通機関と交通用具を併用する職員のうち、週あたりの要勤務日数が5日以上の職員（ただし、月の途中で任用または退職する場合の当該月を除く。）には、第1号及び第3号に定める額の合計額を支給する。

(5) 公共交通機関と交通用具を併用する職員のうち、前号以外の職員には、第2号及び第3号に定める額の合計額を支給する。

第12条 通勤費用相当額の支給については、勤務に従事した月分を翌月の報酬の支給日に併せて支給する。

第13条 第11条第1項第1号及び第4号に該当する職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該月分の通勤費用相当額は支給することができない。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第9号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第6号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月31日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表第1（第2条関係）

区分	報酬の額
事務嘱託員	月額 174,800 円
保健事業嘱託員	月額 198,300 円

#### 別表第2（第11条関係）

距離区分	日額
2 k m以上 5 k m未満	180 円
5 k m以上 10 k m未満	280 円
10 k m以上 15 k m未満	400 円

15 k m以上 20 k m未満	600 円
20 k m以上 25 k m未満	800 円
25 k m以上 30 k m未満	1,000 円
30 k m以上	1,100 円